

# 第7次水俣市総合計画 策定方針

## 1 計画策定の趣旨

本市においては、平成31（2019）年度から第6次総合計画に基づき「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、様々な施策・事業を実施してきている中、令和8（2026）年度でその計画期間が終了する。

これまでの取組を総括し、現状分析をした上で、将来を見据えた新たなまちづくりの方向性を示すため、第7次総合計画を策定することとする。

## 2 計画の位置づけ

総合計画については、地方自治法によって基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市独自の判断に委ねられることになった。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であると考え、本市においては、法的策定義務の有無に関わらず引き続き策定することとする。

なお、本市では水俣市議会基本条例の中で、「基本構想」及び「基本計画」を議会の議決を経て策定することが規定されている。

### (参考) 水俣市議会基本条例

(議会の議決事件)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事件は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点から、水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関することとする。

## 3 計画の構成と期間

- (1) 基本構想：8年間（令和9（2027）年度～令和16（2034）年度）
- (2) 基本計画：第1期基本計画、第2期基本計画それぞれ4年間
- (3) 実施計画：3年間、毎年度ローリング作業により見直し

## 4 第7次総合計画策定のプロセス

策定過程の中で「市民意識調査」「ワークショップ」「関係者ヒアリング」「パブリック・コメント」を実施し、市民参画の機会を設けることとする。

## 5 策定組織

別紙組織図のとおり。